

令和6年度第1回
神戸市屋外広告物審議会
審議資料

(地上広告物の今後のあり方について)

令和6年8月29日

神戸市

令和6年度 第1回神戸市屋外広告物審議会資料

1. 令和4年度から令和6年度 神戸市屋外広告物審議会

(1) 委員

氏名	職名
会長 角松生史	神戸大学大学院 法学研究科 教授
会長代理 藤本英子	京都市立芸術大学 名誉教授
磯山哲男	兵庫県屋外広告美術協同組合 副理事長
勝沼直子	神戸新聞社 論説委員長
木原和子	神戸市ネットモニター
中村留美	神戸法律事務所 弁護士
長濱伸貴	神戸芸術工科大学 芸術工学部 教授
古澤チエ	神戸市ネットモニター

(2) 審議会開催日程

- ・令和4年11月18日 第1回 審議会 開催
- ・令和5年1月30日 第2回 審議会 開催
- ・令和5年3月28日 第3回 審議会 開催

2. 広告物等景観保全地区の指定について(郊外インターチェンジ周辺地域)

(1) 検討の背景

- ・都市景観は、自然をはじめ建物や道路、街路樹など様々な要素によって構成され、屋外広告物も、こうした都市景観を構成する重要な要素の一つとなっている。
- ・神戸市では、全国に先駆けて昭和53年10月に「神戸市都市景観条例」を制定し、様々な景観施策を推進してきた。令和3年12月には、都市景観条例を全面改正するなど社会潮流の変化をとらえながら景観施策に取り組んでおり、神戸市屋外広告物条例も、屋外広告物法及び他の法令の改正、時代の潮流に合わせて関連事項の整理を行う必要がある。

(2) 屋外広告物の在り方(郊外部インターチェンジ周辺)

- ・神戸市では、現在、都市ブランドの向上と人口誘引につなげるプロジェクトとして、「リノベーション・神戸」に取り組んでおり、神戸のまちの佇まいや雰囲気的印象付ける「顔」となる重要な空間として主要鉄道駅の駅前空間の再整備を実施している。
- ・一方、車を利用し神戸を訪れる訪問者にとっては、高速道路のインターチェンジ周辺が、市の玄関口として最初に目に触れる場所であり、神戸の印象に大きく影響を及ぼす空間となっている。しかしながら、緑豊かな郊外部インターの一部では、周辺の自然環境に調和しない派手な色彩の看板や看板の乱立が見受けられる。
- ・令和4年度神戸市屋外広告物審議会では、神戸の玄関口として、特に郊外部インター周辺でのふさわしい屋外広告物の在り方として、他都市の動向なども踏まえながら、様々な専門的見地により検討を実施し、神戸市広告物等景観保全地区として基準づくり等を行った。

(3) 広告物等景観保全地区の指定

①指定内容

- ・地区の指定：令和5年10月31日告示第428号
- ・対象となる広告物の種類や表示方法に関する事項：令和5年10月31日告示第429号
- ・施行日：令和6年1月31日

②基本方針

一 基本構想

高速道路等のインターチェンジ周辺は、駅前空間と並び神戸への訪問者の目に最初に触れる場所であり、神戸のイメージや魅力に影響を及ぼす地域の顔となる重要な空間である。

一方、郊外のインターチェンジ周辺の一部には、人の目を引くことのみを目的とした大きく派手な広告が乱立し景観の調和を著しく阻害している。

また、交差点付近では、これらの看板により信号機や交通標識の視認性を低下させ、交通事故の発生や円滑な移動の妨げとなる恐れがある。

地域の景観に調和するとともに、神戸の玄関口としてふさわしい景観を整序していくため、郊外インターチェンジ周辺地域を広告物等景観保全地区に指定し、看板の位置や色彩の規制・誘導等を行い、周辺環境と調和した統一感ある沿道の広告景観形成をめざす。

二 広告物等の位置、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

広告物の種類	位置、色彩、意匠その他表示の方法
地上広告物	(1) 広告物の相互間距離は5 m以上とすること。 (2) 信号機及び道路標識からの距離は5 m以上とすること。 (3) 彩度10以上の色数は2色以下とすること。 (4) 広告物が複数掲出される場合は集合化に努めること。 (5) 神戸市景観計画の景観計画区域全域（重点地域及び重点地区を除く。）における「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」に示す景観形成基準及び夜間景観形成基準を満たすこと。

【参考】

(許可基準)

	(新たな基準)	(参考) 兵庫県
相互間距離	5 m	5 m
信号機等からの距離	(信号機) 5 m (道路標識) 5 m	(信号機) 5 m (踏切) 5 m
色彩	彩度10以上の色数は2色以下	彩度10以上の色数は2色以下

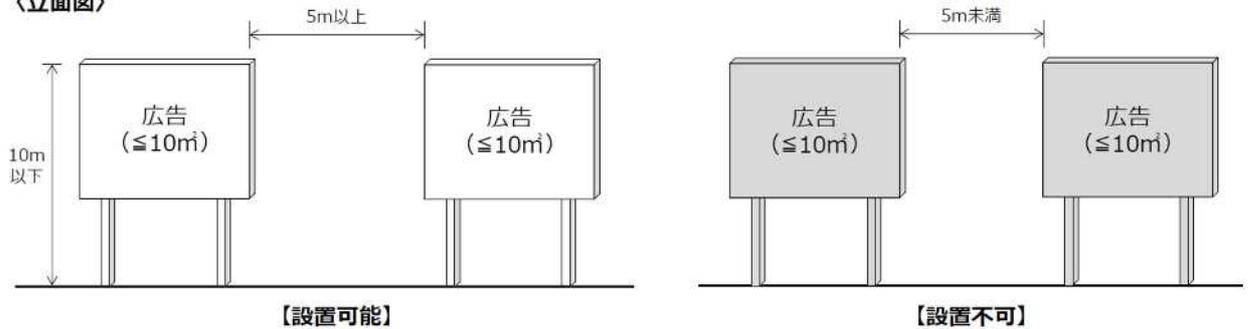
(その他一般基準) 神戸市屋外広告物条例施行規則 別表第1②

	神戸市		(参考) 兵庫県
	住居系地域	商工系地域	
面積 (1面)	10㎡以下	30㎡以下	10㎡以下 ただし、広告塔は2面15㎡以下
高さ	10m以下	15m以下	5m以下 ただし、広告塔は10m以下

※ 住居系地域・・・市街化調整区域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域

商工系地域・・・準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

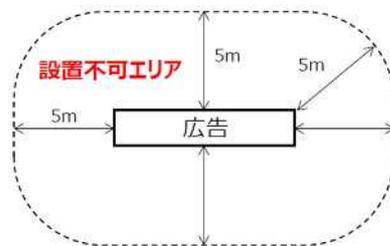
〈立面図〉



〈平面図〉

設置可能エリア

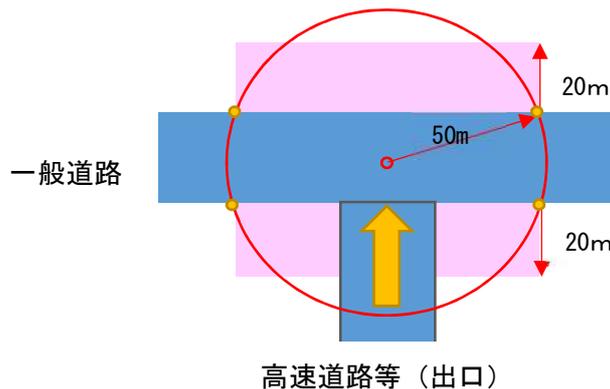
注：面積・高さは、住居系地域の場合を例示



③指定範囲

- ・市外から市内に車両が流入する郊外の高速度道路等のインターチェンジ周辺地域
※郊外：人口集中地区 (DID 地区) 以外
- ・高速度道路等の出口と一般道路の合流する地点 (出口道路の中心線と合流道路の中心線が交わる点) を起点に半径 50m、一般道路の道路境界線から 20m の範囲で指定する区域

(例)



【参考】

(指定範囲の考え方)

- (1) 合流地点から半径50m
 - ・ドライバーが看板を視認できる範囲（視野角：概ね120度）を考慮して設定
- (2) 道路境界線から20m
 - ・神戸市の地勢や看板の設置状況、他都市の指定状況、また道路法（第44条）の沿道区域の指定基準をもとに設定

④指定区域について

- ・市外から市内に車両が流入する郊外の高速度道路等のインターチェンジ周辺地域
 ※郊外：人口集中地区（DID地区）以外 23か所

[指定区域]

1 神戸三田IC	2 長尾IC	3 大沢IC	4 吉尾IC	5 柳谷IC
6 五社IC	7 有馬口IC	8 唐櫃IC	9 からと東IC	10 唐櫃南IC
11 からと西IC	12 箕谷IC	13 藍那IC	14 神戸西IC	15 しあわせの村IC
16 布施畑東IC	17 布施畑西IC	18 布施畑IC	19 前開IC	20 永井谷IC
21 長坂IC	22 伊川谷IC	23 玉津IC		

⑤経過措置について（神戸市屋外広告物条例第12条の3）

【規則改正に伴う既存不適格物件の経過措置の期間】

原則、現在の許可年数終了後、**3年**を経過するまでの間

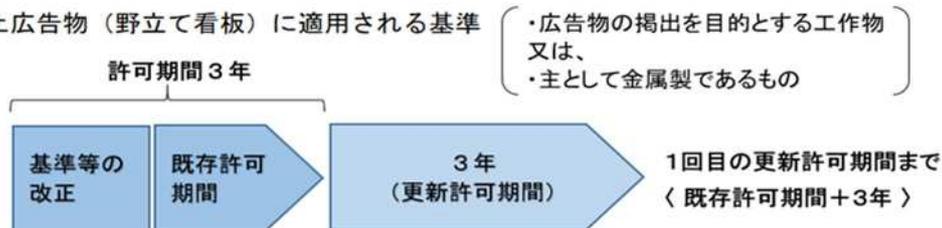
（ただし、4年目以降は、改修計画書及び誓約書を求め適正化を担保する。）

《経過措置のイメージ》

① 一般基準



② 地上広告物（野立て看板）に適用される基準



③ ②の広告物の特例措置



(4) 指定した区域について

①指定区域の一覧

市外から市内に車両が流入する郊外の高速度道路等のインターチェンジ周辺地域

※郊外: 人口集中地区 (DID 地区) 以外 23 箇所

[指定区域]

1 神戸三田IC	2 長尾IC	3 大沢IC	4 吉尾IC	5 柳谷IC
6 五社IC	7 有馬口IC	8 唐櫃IC	9 からと東IC	10 唐櫃南IC
11 からと西IC	12 箕谷IC	13 藍那IC	14 神戸西IC	15 白川IC
16 布施畑東IC	17 布施畑西IC	18 布施畑IC	19 前開IC	20 永井谷IC
21 長坂IC	22 伊川谷IC	23 玉津IC		

指定区域箇所図



3. 同一壁面における同一表示内容の広告物について

(1) 趣旨

- ・屋外広告物は、一定の観念、イメージ等を伝達することを目的に屋外で公衆に表示されるものであり、商業広告や案内サイン、誘導サインのほか、企業名や施設（ビル）名、ロゴ、また（表示する者の事業等に関係しない）絵画や写真の表示なども屋外広告物である。
- ・同一広告の連続により景観が乱されることを防止するために同一壁面において同一内容の広告物の掲出を禁止している。
- ・一方で、平成 22 年 4 月に、壁面が大きい建築物に対して、店名表示など複数表示が必要なものやロゴ等を左右対称に表示することで均整の取れたデザインとなるものなど、景観形成等の観点から特に規制が必要と言えないものに対してまで、過度の規制とならないよう基準の緩和を図っている。

(2) 壁面広告物の規格基準（神戸市屋外広告物条例施行規則 別表第 1）

(1) 広告物の表示面積は、次のアからウまでに掲げる基準によること。

ア 広告物の表示面積（同一の壁面に複数の壁面広告物がある場合にあっては、これらの広告物の表示面積の合計）は、広告物を取り付ける壁面の面積の 3 分の 1 を超えないこと。

イ 住居系地域にあっては、広告物の表示面積は、1 個につき 30 m²を超えないこと。

ウ 商工系地域にあっては、広告物の表示面積は、1 個につき 70 m²を超えないこと。

(2) 同一の壁面に同一の表示内容の広告物を複数掲出しないこと。ただし、それぞれの広告物間の距離が 30m 以上ある場合には、この限りでない。

(3) 広告物は、その取り付ける壁面からはみ出さないこと。

同一壁面における同一表示内容のイメージ（現行基準）



【他都市の状況】

(県内)

	同一壁面の設置基準
兵庫県	意匠が同一のものにあつては、1壁面に1枚(基)とすること。
明石市	意匠が同一のものにあつては、1壁面に数量が2枚(基)とすること。
西宮市	意匠が同一のものにあつては、1壁面に1枚限りであること。
尼崎市	意匠が同一のものにあつては、1壁面に1枚(基)とすること。
姫路市	意匠が同一のものにあつては、1壁面又は1屋根面につき数量が1であること。 ただし、 <u>広告物等の相互間の距離が30m以上である場合又は建築物の出入口付近に表示するもので、建築物全体における広告物表示の調和に配慮しており、かつ、当該建築物への円滑な誘導のために必要な最小限と認められるものである場合に</u> あつては、この限りでない。
芦屋市	意匠が同一のものにあつては、1壁面に1枚(基)とすること。

(政令指定都市) 同一壁面同一広告物の掲出制限の規定がある自治体

	同一壁面の設置基準
札幌市	同一壁面に同一表示内容の壁面広告物を2個以上設置しないこと。
千葉市	(景観条例-中央公園プロムナード都市景観デザイン推進地区の基準) 一壁面について、同一内容のものは1箇所とする。
大阪市	(景観条例-重点届出区域の基準) 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 } 同一情報を複数表示しない 広告物は集約して設置する。 } よう誘導
岡山市	意匠及び広告文が同一のものは、1壁面に1個であること。

(3) 規則改正案

■神戸市規則

同一の壁面に同一の表示内容の広告物を複数掲出しないこと。ただし、それぞれの広告物の間の距離が30メートル以上ある場合には、この限りでない。

■改正案

同一の壁面に同一の表示内容の広告物を複数掲出しないこと。ただし、それぞれの広告物の間の距離が30メートル以上ある場合又は周辺の環境、建築物全体における広告物表示の調和に配慮しており、かつ、当該建築物及び建築物内の施設への円滑な誘導のために設置されるものである場合にあっては、この限りでない。

4. 大阪・関西万博にかかる広告物の取り扱いについて

(1) 趣旨

- ・事業者より、自社ビルに万博の機運醸成のための広告物を掲出したい旨の相談があった。
- ・屋外広告物の規格基準を上回る大きさの内容であり、通常は許可がでないものである。
- ・神戸市としては、大阪・関西万博を契機として多くの方々が関西を訪れることになるため、その効果を最大限波及させ、関西全体及び神戸経済の活性化に繋げていくため、経済界と行政が一体となって機運醸成に取り組んでいく必要があると考えている。
- ・9～11月は万博のPR重点期間とされており、同様の案件が持ち込まれる可能性がある。これらの適否をスピーディーに判断するため、今回の相談も含め、万博に関する広告物については包括的な方針を定めておくべきと考えている。

(2) 事業者からの提案

- ・自社ビル（神戸市中央区）に万博の広告物を掲出したい
- ・370㎡程度のラッピングを検討している。
- ・フラワーロードから見てもらうことを前提にデザインしている。
- ・大阪市および京都市における提案については内々に了承を得ている

(3) 包括的な方針

- ・万博をPRする広告物については、規格基準の特例を認める。（基本的に壁面広告を想定）
- ・相談がきた段階で、委員の皆様へメールによる情報提供を行い、ご意見をお伺いする。
- ・意見を参考に、最終的に神戸市にて許可の判断を行う。
- ・許可期間は万博終了後1か月程度の期間限定とする。
※万博期間：2025年4月13日（日）～10月13日（月）
- ・許可にあたっては、意匠の使用について2025年日本国際博覧会協会の許可を得ることを条件とする。

5. その他 ミュールアートへの報告

(1) 趣旨

- ・ WALL SHARE株式会社より、建物の壁面に柔道選手（阿部一二三・詩）のミュールアートを描きたいという相談があった。
- ・ 実施場所について、一二三選手は出身校である神港学園高校。詩選手は水道筋商店街のビル壁面となった。
- ・ 屋外広告物の規格基準を上回る大きさの内容であるが、委員の皆様への事前説明のうえ特例の許可を行った。

(2) 経過報告

- ・ 7月12日（金）屋外広告物の許可証を交付、作業開始
- ・ 17日（水）～25日（木）にかけて現地確認
- ・ 24日（水）ミュールアート完成の報告

(3) 効果

- ・ 新聞やTV、ネットニュースでも取り上げられ、神戸出身選手の応援という意味で、一定の反響があったものと思われる。
- ・ 申請者に確認したところ、周辺からの苦情等は聞いていないとのこと。

(4) 今後の方針

ミュールアートを広げていきつつ、街中で無秩序に描かれることがないように、一定の方向性を検討する必要がある。